



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 リョービ株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦上 彰
(コード番号 5851 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務部長 川口 裕幸
(TEL 03-3501-0511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 28 条(取締役の責任免除)及び第 36 条(監査役~~の責任免除~~)の規定の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426 条第1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427 条第1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426 条第1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427 条第1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日(火)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

以 上